

情報サービス・ソフトウェア産業界における自主行動計画の徹底プラン

令和5年11月30日策定
一般社団法人 情報サービス産業協会

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、情報サービス・ソフトウェア産業界において、当団体の自主行動計画に記載があるものの、原価低減要請、仕様変更、働き方改革に関し、取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が確認されている。指摘内容を踏まえ、自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守を図るため、一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）会員企業各社においては、代表者以下、下請取引に係る担当部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、下請取引に係る担当部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、自主行動計画のフォローアップ調査を通じて、本徹底プランの実施状況に関する調査を実施し、本徹底プランの見直しを行い、理事会で審議の上、所要の改定にも取り組む。

1. 原価低減要請

(1) 指摘事項

- ・中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、原価低減要請を受けているとする事例は、ほとんど見られない。ただし、労務費の上昇を理由に値上げ要請しても聞き入れてもらえないにもかかわらず、毎年コストダウンを迫られているという事例が見られる。
- ・取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ等が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定される必要があり、原材料費等の上昇に係る協議と原価低減要請に係る協議について、ともに、客観的な経済合理性を欠く協議、十分な協議手続を欠く協議が行われないことを徹底する必要がある。

(2) 対応方針・改善方針

① 各社において絶対に実施しない事項

- ・下請代金の決定に当たり、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請をすること。

② 各社において可能な限り実施する事項

- ・下請事業者から提示された見積金額に対して、価格の低減その他の要請を行った場合は、その協議の経過について、可能な限り記録(見積金額の変更が読みとれる複数の見積書そのものでもよい。)を作成し、保存すること。

2. 仕様変更

(1)指摘事項

- ・中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、見積りで想定した以上の作業を、定常的に要求されている事例が見られる。
- ・親事業者は、仕様等を明確にして発注することが必要である。また、仕様等を変更するときは、下請事業者に損失を与えないよう十分に配慮し、追加費用は親事業者が負担することが必要である。

(2)対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者に帰責性のない仕様の曖昧さに伴い、下請事業者にとって予見することのできない突発的かつ不合理な追加発注等を行い、これに起因する下請事業者の作業負荷(下請事業者の従業員の長時間労働等)を発生させること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・ユーザからの仕様変更等に伴い追加発注が発生する場合には、親事業者は下請事業者との間で、価格、納期等について十分に協議し、仕様等に反映の上、適正な対価を支払うこと。また、追加発注に該当するかどうかについて下請事業者との間での見解が一致しない場合には、親事業者は、追加発注に該当しないと判断する客観的に合理的な理由を書面で示すこと。

3. 働き方改革

(1)指摘事項

- ・中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、テレワークの普及により、作業開始までに注文書が発行されないことが増えたという事例が見られる。
- ・働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、下請事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが求められる。

(2)対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・本来親事業者が行うべき業務の全部又は一部を契約外・仕様外で下請事業者にならせること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・親事業者は下請事業者と協議し、検収業務など時間がかかる作業については、あらかじめ余裕を持ったスケジュールを組むなど創意・工夫をすること。